

令和5第6回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和5年5月16日（火） 午後3時30分
閉会日時	令和5年5月16日（火） 午後4時40分
場 所	湯沢市役所本庁舎 4階 会議室44
出席者	教育長 和田 隆彦 教育委員 議席番号1 佐藤 恵 教育委員 議席番号3 久米 道人 教育委員 議席番号4 築瀬 均
欠席者	教育委員 議席番号2 後藤 美喜子
出席職員	教育部長 高橋 一 教育総務課長 佐藤 邦彦 学校教育課長 黒澤 進 生涯学習課長 高橋 官 文化財保護室長 木村 了 教育総務課総務班長（書記） 佐藤 章子
傍聴人	なし

【会議に提出された議案】

- 議案第31号 令和5年第2回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について
 議案第32号 湯沢市文化会館運営委員会規則の一部改正について

【前回議事録の承認】

令和5年第5回教育委員会の議事録について、原案どおり承認された。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号1番及び3番の委員を指名した。

【教育長の報告】

- ・小中学校の修学旅行・運動会・体育祭について
- ・中学校郡市総合体育大会について 6月17～18日
- ・6月定例会について 6月1日～6月23日
- ・教科書採択協議会について（令和6年度使用の教科書）
第1回選考委員会：6月21日 午前10時から

【議 事】

- 議案第31号 令和5年第2回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について

部長	先に全体に関わることについて説明させていただきたい。6月補正の内容については担当から説明させていただくが、複数の部所に関係する教育研究所内にある適応指導教室「そよ風教
----	---

令和5第6回 湯沢市教育委員会議事録

	<p>室」について説明させていただきたい。市の公共施設再編計画では、令和4年度以降、現在の場所が急傾斜地であることから「そよ風教室」を移動させることが計画で謳われており、移設場所として、文化交流センターを考えている。現在、放課後児童クラブ「さくらっ子」が文化交流センターの事務室を活用しているが、「そよ風教室」は、個別の相談業務を行う関係上、区切られた部屋が数多くある方が対応しやすいということで、現在「さくらっ子」が使用している事務室をと考えており、「さくらっ子」は同じ施設内の北側にある第一研修室に移設し、それぞれ活動しようということで、市役所内で協議した結果、承認されたところである。移設に必要な部分的な修繕などについて、補正予算に盛り込んでいるので、この後説明させていただきたい。移設の時期は、「さくらっ子」の第1研修室への移設が7月11日からと予定しているため、その後、事務室の改修等しながら「そよ風教室」を移設したいと考えている。8月、9月には移設できるものと思う。7月から「さくらっ子」が使用することとなる第1研修室は、これまで貸し出しをしている部屋であり、年間を通じて使用している団体の皆様には、その旨通知をしている。市のホームページにも掲載しているが、7月1月発行の市広報でもお知らせしていきたい。代替の施設として、湯沢文化会館や湯沢生涯学習センターの会議室を御案内したいと考えている。</p>
--	--

教育総務課関連、学校教育課関連

(教育総務課長が資料に基づき説明)

※教育長から、教育部に配置の会計年度任用職員の配置数を紹介。

<質疑なし>

生涯学習課関連

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

委員	稲川カルチャーセンターとは何か。
生涯学習課長	稲川小学校の近くにある図書館機能のある文化施設である。
委員	会計年度任用職員の人員確定や配置替えに伴う増減とあるが、単純に人数が変わったということか。
部長	毎年11月頃に翌年度の当初予算の積算をする。その時は、その時に勤めている職員の給料等で予算要求していく。勤務年数や経験年数によって給料が違うため、異動したり、新たに募集したりした関係で増減することがある。4月になると配置が決まるので、6月補正で調整することとなる。

令和5第6回 湯沢市教育委員会議事録

文化財保護室関連

(文化財保護室長が資料に基づき説明)

<質疑なし>

教育長	今説明があったが、本当は正職員1名の配置をお願いしていたところであったが叶わず、去年と同じ方に継続して勤務いただいている。 全体をとお気づきの点、御質問があればお願いしたい
委員	教育総務課の予算に関して、シルバー派遣とあるが学校の校務員はいなくなるのか。
教育総務課長	正職員の校務員はいる。そのほかに会計年度任用職員の校務員がいる学校があるが、その会計年度任用職員をシルバーの人材派遣に切り換えるというものである。
部長	学校の施設の規模で、一人では賅えないところに、二人や三人と過去には配置していたが、現状では、職員採用しての配置はほとんどのところが一人である。ただ、稲川小など二人の職員配置があるところもある。二人配置できない学校には、会計年度任用職員、また、給食の時間までのシルバー派遣と人数を確保していたが、会計年度任用職員を配置するまでもなく、シルバーからの人材派遣で対応できるところはシルバーでと調整した結果の補正ということになる。
委員	これから子供たちが減り、大人たちも減り、段々と施設が無くなることが予想される。最近、大森町の芝桜、観光で地域が賑わっているようだ。もともとはスキー場で町で管理していたものだが、スキー場が無くなってから地元の有志の方々であのような立派な芝桜にした。湯沢市でも、小安スキー場で何かできればと思う。市で行うのは難しいかもしれないが、地域の方々が再利用して活性化していくような呼びかけというものは大事なことなのだと感じた。
委員	小安はキャンプ場などで賑わっていることもあるし、今もスキー場の上まで歩いて行ける道を作っているところである。散策する人たちが増え、いろいろな方々に知られるような取り組みができればいいと思う。
教育長	特に異議はなかったと思う。承認いただいたということで良いか。
委員	はい。

○議案第32号 湯沢市文化会館運営委員会規則の一部改正について
(生涯学習課長が資料に基づき説明)

令和5第6回 湯沢市教育委員会議事録

<質疑なし>

教育長	異議なし、ということで承認いただいたということで良いか。
委員	はい。

令和5第6回 湯沢市教育委員会議事録

議案等の処理結果

議案等の番号	件名	議決結果
議案第31号	令和5年第2回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について	可決
議案第32号	湯沢市文化会館運営委員会規則の一部改正について	可決

令和5第6回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

番

書記

令和5年 第6回 湯 沢 市 教 育 委 員 会

日 時 令和5年5月16日(火) 午後3時30分

場 所 市役所本庁舎4階 会議室44

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名（2名）

3. 教育長の報告

4. 議 事

5. 協議・報告

6. そ の 他

7. 閉 会

令和5年 第6回 湯沢市教育委員会 提出案件

議案第31号 令和5年第2回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について

議案第32号 湯沢市文化会館運営委員会規則の一部改正について

議事録署名委員

番

委員

番

委員

議案第31号

令和5年第2回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について

令和5年度湯沢市一般会計補正予算のうち教育に係る部分の意見の申出について、議決を求める。

令和5年5月16日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

令和5年度湯沢市一般会計補正予算のうち教育に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

6月定例会に提出する予算など

(単位：千円)

教育総務課

No.	事業名	予算額	事業内容
1	教育研究所費	△ 319	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適応指導教室の移設に伴う備品購入費（衝立）の増 ・ 会計年度任用職員の人員確定に伴う給料、職員手当等の減
2	就学前の子どもを対象とする教育相談整備事業	△50	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学支援コーディネーターの人員確定に伴う給料、職員手当等の減
3	子ども読書活動支援事業	△104	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども読書活動支援員の配置確定に伴う給料、職員手当等の減
4	心の教室相談員配置事業	△24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心の教室相談員の人員確定に伴う給料、職員手当等の減
5	ICTを活用した授業改善支援事業	△495	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度事業の見直しによる増減 デジタルドリル：契約内容見直しによる減 デジタル教科書：配備内容見直しによる減 英語スピーキングツール：事業計画見直しによる増 ・ 電子黒板リース料の見直しによる減 (特定財源) ICTを活用した授業改善支援事業費補助金（県10/10）
6	小学校施設管理費	3,759	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稲川小学校自動給水装置交換修繕等修繕料の増 ・ 施設用備品（ワイヤレスマイク）購入費の増 ・ 学校校務員業務のシルバー人材派遣への切替えに伴う校務員代行業務委託料の増、会計年度任用職員人件費の減
7	特別支援教育推進事業小学校費	△926	<ul style="list-style-type: none"> ・ かがやきサポーターの配置確定に伴う給料、職員手当等の減
8	小学校学習補助事業	△1,867	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習補助員の人員確定に伴う給与、職員手当等の減
9	中学校施設管理費	2,243	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田中学校トイレ暖房設置工事等工事費の増 ・ 施設用備品（山田中学校業務用大型石油ストーブ等）購入費の増 ・ 学校校務員業務のシルバー人材派遣への切替えに伴う校務員代行業務委託料の増、会計年度任用職員人件費の減
10	各校教育振興費	4,432	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る物品購入のための消耗品費、備品購入費の増 (特定財源) 令和5年度学校保健特別対策事業費補助金（国 1/2）

教育総務課			
No.	事業名	予算額	事業内容
11	学校給食センター経費	7,804	・ガス設備調整器交換修繕料の増 ・物価高騰に係る給食費上昇見込による賄材料費の増
12	(歳入) 教育費国庫補助金	2,208	・学校における換気対策整備支援に係る補助金 (特定財源) 令和5年度学校保健特別対策事業費補助金(国 1/2)
13	(歳入) 教育費県補助金	△495	・事業計画見直しによる減 (特定財源) ICTを活用した授業改善支援事業費補助金(県10/10)
生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
1	ふるさとあきたラン! 事業	118	・出場チーム数の追加による委託費の増
2	中学校部活動地域移行推進事業	149	・会計年度任用職員の確定に伴う報酬・職員手当等の増 ・部活動協議会委員追加及び専門部会設置に伴う報償費の増
3	稲川スキー場管理運営費	1,772	・ゲレンデ整備車不調による修繕料の増
4	体育施設改修等事業	219	・稲川野球場の代替地となる旧三梨小学校グラウンドの整備に係る報償費の増
5	体育施設総合管理費	627	・ヘルシーパーク駐車場内の駐車枠線引き直しによる修繕料の増
6	南部文化交流センター管理運営費	223	・会計年度任用職員の配置替えに伴う給料、職員手当等の増
7	湯沢生涯学習センター管理運営費	△424	・会計年度任用職員の配置替えに伴う給料、職員手当等の減

9 生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
8	湯沢体育センター管理運営費	312	・会計年度任用職員の配置替えに伴う給料、職員手当等の増
9	稲川交流スポーツエリア管理運営費	134	・修繕料の増 ①屋外テニスコートネットポール修繕 ②屋外テニスコート外灯電球交換修繕
10	稲川体育館管理運営費	713	・交換用天井ランプ購入費の増 ・バスケットリング上下調節装置修繕料の増 ・バスケットリング保守点検作業委託料の増
11	雄勝文化会館管理運営費	1,738	・修繕料の増 ①移動型ワイヤレスマイク装置交換修繕（部材高騰による） ②客席作業灯切替スイッチ・クセノンピンスポットライトアイリスシャッタ交換修繕 ③自家発電設備始動用バッテリー交換修繕（12本）
12	雄勝野球場管理運営費	139	・雄勝野球場トイレ給水バルブ修繕料の増
13	カルチャーセンター管理運営費	176	・北側及び西側のロールスクリーンの修繕料の増（計2箇所）
14	湯沢図書館管理運営費	308	・エレベーターの定期点検時の指摘箇所の修繕料の増（ドアコントロールユニット、着床スイッチ、定電圧電源装置：計3箇所）
15	湯沢文化会館管理運営費	52	・デマンド監視装置（警報表示器2台）使用料分の増
16	文化交流センター管理運営費	1,775	・委託料の増 ①自家用電気工作物設備保安管理業務委託料不足分の増 ②施設改修工事実施設計業務の追加 ・工事費の増 ①誘導灯改修工事（LEDへ） ②そよ風教室ブラインド付替え工事 ③放課後児童クラブ教室移動に伴う自動水栓設備設置工事 ④そよ風教室冷房設置工事
文化財保護室			
No.	事業名	予算額	事業内容
1	文化財保護費	2,701	・会計年度任用職員の採用に伴う給料・職員手当等の増

議案第32号

湯沢市文化会館運営委員会規則の一部改正について

湯沢市文化会館運営委員会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和5年5月16日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

湯沢市湯沢文化会館条例及び湯沢市雄勝文化会館条例の一部改正により、所要の改正を行うとともに、初回招集の規定を追加するものです。

湯沢市文化会館運営委員会規則の一部改正について

生涯学習課

1 制度の趣旨及び目的

湯沢市湯沢文化会館及び湯沢市雄勝文化会館の円滑な運営を図るため設置する文化会館運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものです。

2 規則等の制定（改正・廃止）の理由

湯沢市湯沢文化会館条例及び湯沢市雄勝文化会館条例の一部改正により、第13条を第19条に変更する。また、第5条に初回招集の規定を追加する。

3 改正の場合の変更点

条項	現在の内容	改正案
第1条	(趣旨) 第1条 この規則は、湯沢市湯沢文化会館条例(平成18年湯沢市条例第41号) 第13条 及び湯沢市雄勝文化会館条例(平成17年湯沢市条例第89号) 第13条 の規定に基づき、湯沢市文化会館運営委員会(以下「文化会館運営委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、湯沢市湯沢文化会館条例(平成18年湯沢市条例第41号) 第19条 及び湯沢市雄勝文化会館条例(平成17年湯沢市条例第89号) 第19条 の規定に基づき、湯沢市文化会館運営委員会(以下「文化会館運営委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
第5条	(会議) 文化会館運営委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。	(会議) 文化会館運営委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。 <u>ただし、初回の会議は、教育長が招集するものとする。</u>

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和5年6月1日

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおり

湯沢市文化会館運営委員会規則の一部を改正する規則

令和5年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市文化会館運営委員会規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第19条」に改める。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、初回の会議は、教育長が招集するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

湯沢市文化会館運営委員会規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、湯沢市湯沢文化会館条例（平成18年湯沢市条例第41号）<u>第13条</u>及び湯沢市雄勝文化会館条例（平成17年湯沢市条例第89号）<u>第13条</u>の規定に基づき、湯沢市文化会館運営委員会（以下「文化会館運営委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 文化会館運営委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、湯沢市湯沢文化会館条例（平成18年湯沢市条例第41号）<u>第19条</u>及び湯沢市雄勝文化会館条例（平成17年湯沢市条例第89号）<u>第19条</u>の規定に基づき、湯沢市文化会館運営委員会（以下「文化会館運営委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 文化会館運営委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。<u>ただし、初回の会議は、教育長が招集するものとする。</u></p> <p>2及び3 略</p>